#### 道の駅「まえばし赤城」内の観光案内所に勤務する職員募集要項

1 採用予定日

令和7年12月1日

2 採用予定人数

日本語及び英語で日常会話ができる人 1人

3 職務内容

道の駅「まえばし赤城」(前橋市田口町36番地)内の観光案内所に勤務し、前橋市及 び周辺観光地の観光案内等の業務、観光客を誘致するための広報宣伝、同道の駅のイベ ント等の開催支援に係る業務、レジ操作、レンタサイクル貸出の補助等様々な業務に従 事します。

パソコンは、ワード、エクセルを主に使用し、簡単な案内書等の作成、実績集計等を 行います。

また、当協会ホームページ及びSNSなどで簡単な発信もしていただきます。

4 応募資格

学校教育法による高等学校以上を卒業した人

ただし、以下のアからエに該当する人は応募できません。

ア 成年被後見人又は被保佐人

- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがな くなるまでの人
- ウ 懲戒免職またはそれに相当する処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない 人
- エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党そ の他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 5 応募手続

(1) 提出書類

以下のア、イを各1部提出してください。

ア 職員採用申込書

前橋観光コンベンション協会総務課(前橋プラザ元気21 1階)で配布します。 また、協会ホームページ (https://www.maebashi-cvb.com)からダウンロードす ることもできます。その場合、必ずA4両面で印刷してください。

記入には黒インク又は黒ボールペン(消せるボールペンは使用不可)を使用し、写真 (縦4cm、横3cm、6か月以内に撮影したもの)を所定の位置に貼付してください。

イ 返信用封筒

選考結果の送付用として使用しますので、長形3号封筒に、返信宛先を明記し、 110円切手を貼付してください。

提出書類に不備がある場合は受付いたしません。

(2) 応募方法

ア 受付時期:随時(選考により採用人数に達した時点で終了)

※ 土曜日・日曜日・祝日を除く。

イ 受付時間:午前8時30分~午後5時15分 受付時間外の提出は、一切受け付けません。

ウ 提出方法:書類は、前橋観光コンベンション協会総務課へ直接持参又は郵送にて提出してください。郵送で提出する場合は、必ず簡易書留とし、封筒の表の左隅に「採用試験申込」と赤サインペン等で朱書してください。

エ 提出先及び問い合わせ先

〒371-0023 前橋市本町二丁目12番1号 前橋プラザ元気21 公益財団法人前橋観光コンベンション協会総務課 電話027-235-2211

(3) 提出された書類について

提出書類は、結果にかかわらず返却できませんのであらかじめご了承ください。 なお、提出された書類は、職員採用試験のために使用し、それ以外の目的には、一 切使用しません。

6 選考方法

個別面接

人物評価並びに日本語及び英語の表現力を確認します。

7 採用面接日程

面接実施日は、後日個別に連絡します。

8 而接会場

公益財団法人前橋観光コンベンション協会 事務室内 (JR 前橋駅から徒歩10分) 前橋市本町二丁目12番1号 前橋プラザ元気21 1階

9 結果

採用選考の結果につきましては、全員に文書にて通知します。

- 10 勤務条件等
  - (1) 雇用期間等

ア 令和7年12月1日~令和8年3月31日(本人の希望を考慮のうえ決定)

- イ 雇用期間の満了後に業務の必要に応じ、更新することがあります。(通算5年まで) 更新の判断基準
  - (ア) 期間満了時の業務量
  - (イ) 当該職員の勤務成績、態度
  - (ウ) 当該職員の能力
  - (エ) 協会の経営状況
  - (オ) 従事している業務の進捗状況
- (2) 勤務時間

勤務時間は、午前9時00分から午後6時00分までの範囲で1日8時間、1週間当たり40時間以内で個別に定めます。

(3) 休憩時間

8時間勤務の場合、勤務途中に60分間

(4) 時間外勤務

原則として所定労働時間を超えて又は所定休日に勤務させないものとします。ただし、 業務の都合その他やむを得ない事情により、勤務時間を繰り上げ及び繰り下げ、又は時 間外勤務を命ずることがあります。

### (5) 勤務日等

観光案内所は、年中無休(12月31日から1月3日は除く)になります。職員の勤務日は、1週間当たり1日~3日程度で本人の希望、勤務態様等を勘案して、この範囲内で個別に定めます。

### (6) 休日等

所定の出勤日以外の日で個別に定めます。

### (7) 給与等

日本語及び英語で日常会話ができる人 時給 1,420円 通勤手当 1日あたり 190円(通勤距離が2キロメートル以上で交通用具・交通 機関利用者に支給。ただし、徒歩のみによる通勤 の場合は、距離区分に関わらず不支給。)

# (8) 社会保険等

厚生年金、健康保険及び労働保険は、法定どおり加入します。